

○信州大学基盤研究支援センターオープンラボトリー利用細則

(令和3年3月17日信州大学細則第117号)

(趣旨)

第1条 この細則は、信州大学基盤研究支援センター規程(平成16年信州大学規程第29号)第14条の規定に基づき、基盤研究支援センターが運用するオープンラボトリー(以下「オープンラボ」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 オープンラボを利用することができる者は、信州大学(以下「本学」という。)の職員その他基盤研究支援センター長(以下「センター長」という。)が適当と認めた者とする。

(利用の申請と承認)

第3条 オープンラボを利用しようとする者は、所定のオープンラボ利用申請書によりセンター長に申請し、承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の利用申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(利用の変更)

第4条 前条の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がオープンラボ利用申請書の記載事項を変更しようとする場合は、センター長に申請して、改めて承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認については、前条第2項の規定を準用する。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この細則に定めるもののほか、基盤研究支援センターオープンラボトリー利用の手引を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。

(報告等)

第6条 利用者は、利用を終了又は中止したときは、速やかに原状に復するとともに、センター長に報告しなければならない。

(経費負担)

第7条 利用者は、当該利用に係る経費の一部を基盤研究支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において別に定めるところにより負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が特に必要と認めるときは、利用に係る経費負担の一部又は全部を免除することができる。

(利用承認の取消し)

第8条 センター長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。

- (2) 利用者が第5条の規定に違反したとき。
- (3) オープンラボの管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (4) その他センター長が利用させることを不相当と認めたとき。
(設備の破損等)

第9条 利用者が、故意又は過失により設備等の破損、滅失又は汚損（以下「設備の破損等」という。）を生じさせたときは、速やかにセンター長に届け出るとともに、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、オープンラボの利用に関し必要な事項は、基盤研究支援センター長が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。